

仕様書（実施計画書）

I. 事業の目的

人口減少下の我が国の国内市場は、中長期的に大幅な拡大が見込めない状況にある一方、欧米市場や新興市場では、日本の洗練された高付加価値製品を望む消費意欲が高まっているところである。地域の中小企業にとっては、こうしたグローバルに拡大する消費マーケットに向けて販路を拡大することは、大きなビジネスチャンスであると考えられる。

全国各地には技術、伝統、文化など特色ある資源を有する地域が多数存在しており、こうした優れた資源を活用することにより世界の市場で通用する製品・サービスの開発が可能になっており、このような取組みを全国各地で排出することは、地域経済の活性化に繋がるとともに、我が国の輸出振興を図るものとして極めて重要である。

しかしながら、地域の中小企業にとって、個々の企業が海外展開に必要な経営資源を確保することは極めて困難であり、グローバルなマーケティングや地域製品のブランド作りに対し、地域一丸となって取り組む体制づくりや、海外への販路開拓に関して知見を有する外部専門家の活用等に対する支援が必要不可欠となっている。

このようなことから、中小企業庁では、平成 16 年度から地域一丸となって地域の強み（素材・技術等）を活かした地域製品の魅力をさらに高め、世界に通用する「JAPAN ブランド」を確立していこうとする取組みに対して総合的な支援を行う JAPAN ブランド育成支援事業を実施しているところである。

平成 21 年度においては、本事業に取り組む全国各地のプロジェクト（以下「実施プロジェクト」という。）の活動をサポートする「全国事務局」を設置し、実施プロジェクトが開発した JAPAN ブランド製品を主として海外の展示商談会への出展や流通事業者等とのマッチング等を行うこと等により、中小企業の海外販路開拓を戦略的に支援するとともに、国内外に向けた「JAPAN ブランド」の認知度向上を図ることを目的とする。

II. 事業実施方法

1. 全国事務局の運営

JAPAN ブランド全国事務局を設置し、実施プロジェクトの取組みをサポートする。

(1) JAPAN ブランド育成支援事業採択審査事務の遂行

① 採択審査委員の委嘱

平成 21 年度 JAPAN ブランド育成支援事業の実施プロジェクトの審査を行うため、中小企業の海外販路開拓に関して知見を有する外部有識者等を採択審査委員として委嘱する。

② 採択審査委員会の開催

平成 21 年度 JAPAN ブランド育成支援事業の実施プロジェクト公募の結果、応募のあった案件について、採択審査委員へ審査を依頼し、審査結果を取りまとめ、採択審査

委員会を開催し、採択プロジェクトを決定する。

(2) 専門家等派遣事業の実施

実施プロジェクト等の取組みを支援するため、中小企業の海外販路開拓に関して知見を有する外部専門家等を実施プロジェクトに派遣し、アドバイス等を実施する。

(3) 「JAPAN ブランド」ロゴの使用及び適正管理の実施

「JAPAN ブランド」ロゴについて、全国事務局が実施する展示商談会などの各種事業において使用することにより、広く国内外の一般消費者及び流通事業者等に対して「JAPAN ブランド」の周知を図るとともに、全国事務局及び実施プロジェクト以外の第三者が使用する場合の適正な管理を行う。

(4) 関係機関等との連携

中小企業の海外展開を支援する関係機関等と連携し、実施プロジェクト等の海外販路開拓に関する情報提供等を行う。

2. 販路開拓支援事業の実施

(1) 展示商談会への出展等

- ① JAPAN ブランド製品の販路開拓を支援するため、主として海外の展示商談会への出展又は自主展示商談会の企画・立案を行い、展示商談会の運営管理全般を行う。
- ② 実施プロジェクト等の中から出展するプロジェクト及び製品を選定し、製品搬送、会場設営・撤収等を行うとともに、実施プロジェクト等の取組み内容及び製品等について流通事業者等に事前に周知するなど展示商談会実施のためのプロモーションを行う。
- ③ 展示商談会において、流通事業者等と実施プロジェクト等の商談の進捗を管理するとともに、流通事業者等から製品等に対する各種意見を収集し、その内容を分析する。
- ④ 展示商談会終了後において、実施プロジェクト等に対するサポート及びフォローアップ調査を実施し、展示商談会における成果を検証する。

(2) テストマーケティングの実施

- ① JAPAN ブランド製品の海外における評価を分析し、海外市場において通用する製品開発に繋げるため、海外の百貨店等を活用したテストマーケティングの企画・立案を行い、テストマーケティングの運営管理全般を行う。
- ② 実施プロジェクト等の中からテストマーケティングを実施するプロジェクトを選定し、製品搬送、会場設営・撤収等を行うとともに、実施プロジェクト等の取組み内容及び製品等について一般消費者等に事前に周知するなどテストマーケティング実施のためのプロモーションを行う。
- ③ テストマーケティングにおいて、一般消費者等から製品等に対する各種意見を収集

し、その内容を分析する。

- ④ テストマーケティング終了後において、実施プロジェクト等に対する分析結果のフィードバックを行うことにより、製品改良及び新たな製品開発等に繋げることとする。

(3) 「JAPAN ブランド」認知度向上のための広報事業の実施

「JAPAN ブランド」の取組内容及び製品等の国内外における認知度向上のため、各種広報媒体を利用した広報を実施し、国内外の一般消費者、流通関係者等に対して効果的な情報提供を行う。

(4) 「JAPAN BRAND ウェブサイト」の管理運営

「JAPAN ブランド」の公式サイト「JAPAN BRAND ウェブサイト」を適正に管理運営し、広く国内外の一般消費者、流通事業者等に対して「JAPAN ブランド」の取組内容及び製品等の認知度向上を目指すとともに最新の情報を提供するなど、効果的な情報提供を行う。

(5) その他

上記(1)～(4)に記載する事業以外の事業であって、実施することにより販路開拓支援事業の目的が達成される事業を行う。

3. 実施プロジェクトの事業評価の実施

実施プロジェクトの事業の進捗状況を確認し、本事業の効果等を検証するため、実施プロジェクトに対しヒアリング等を行い、その活動内容や得られた効果について収集し、その内容の分析を行う。調査結果については、課題と成果を整理するとともに、事例等の分析を行うことなどにより、実施プロジェクトの今後の事業計画立案等に資するような報告書を作成し、公表する。

4. その他

本事業を実施する上で必要な事項を行う。

Ⅲ. 事業実施体制の構築

全国事務局には、在駐できる事務局職員を配置するとともに、事業実施のため、実施プロジェクト、経済産業局等及び中小企業の海外展開を支援する関係機関など多様な関係者との調整・協力体制を機動的に展開できる事業推進体制を整備すること。

なお、主として海外市場に向けた戦略的プロモーションを企画・立案する際には、一貫性を保ち、より効果的なものとなるよう外部有識者等からの意見を徴することとする。

また、採択審査委員は、中小企業の海外販路開拓に関して知見を有する外部有識者等から選定することとし、中小企業庁と協議のうえ、決定する。

Ⅳ. 事業実施期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

V. 事業の条件、進め方

全国事務局は、業務遂行にあたり、事業の実施体制を整備するとともに、その内容、費用、スケジュール、事業の進捗状況等について、適宜、中小企業庁に協議、調整、報告することとする。

また、これまで実施プロジェクトの育成に携わってきたプロデューサーやデザイナー、流通関係者等と有機的に連携し、それら外部経営資源を効果的に実施プロジェクト等に環流する仕組みを構築することとする。

さらに、実施プロジェクト、経済産業局等及び中小企業の海外展開を支援する関係機関などと密接な連携・協力関係を構築し、本事業を行うよう最大限務めることとする。

VI. 納入物（成果物）

事業成果を報告書にまとめ提出する。（紙媒体 15 部、電子媒体 Word 形式、Excel 形式、PowerPoint 形式：CD-ROM1 枚）

なお、報告書は、以下の内容を明確に記述し、納入すること。

- ・ 事業の実施方法・内容
- ・ 目標達成状況及びその評価
- ・ 全体考察とまとめ（成果のまとめ、課題）

VII. その他事業を進めるにあたっての留意点

委託契約にあたって、中小企業庁と協議のうえ、別途「実施要領」等の各種規程類を定めるものとする。